

高等
小學修身教範

生徒用



卷三

図書 和図書 遷



a 1 3 8 0 3 2 9 0 9 4 a

福岡教育大学蔵書

T1A3

22

I 34

生徒心得

生徒は左の箇條としべらへ

一 勉強の御趣意と奉體してすまわすの上へば
二 学校の規則にてがひ教師の訓戒命令を守り行
儀と正しく學業と勉勵すべし

三 長上には尊敬とし、同輩には親切ある所へ

四 學校の内外にかゝはらず長上又は同輩に主導する
せやは必ず姿勢を正しくして禮とあらへ

五 始業時十分前には必ず登校す所

六 受業に必用ある物品とわざるべからず

七 みたりに教室に入り又は校外に出りべからず

八帽と、かぶり襟巻とまとひたるふとすべて不体裁ある状態にて教室に入らべからず

九始業のあひづと聞ば直に所定の場所に整列べすし十學具、辨當、帽、傘、履物ふとは所定の場所に排列して決して亂雜にあすべからず

十一無益の玩具及び受業に入用あらざる物品とたつさふべからず

十二受業時間中は特に行儀と正しくて教訓に注意し私語、失笑、傍観、と慎み又みだりに席とばある可らず

十三學校の物品は教師の許可を得ずしてみだりに使ふべからず

十四學校の物品又は自己の書籍器械は丁寧にあつかひ決して汚損すべからず

十五教師の許可を得ずして物品を貸借又は交換するべからず

十六教室外にて教師に對し發言せんとする者は先づ姿勢を正しくし禮とあひて後にすべし

十七身體衣服は常に清潔にすべし

十八教室の内外にかゝはらずみたりに反古をするべからず

十九校内にて妄に大聲を發し又は堂上を走る可らず

一年學校行徳の遊戯は遊戯にふけり又は喧嘩けんか他

人の妨害ぼうがいあせとあせどからず

十一隊とくみて有能うのうするをわは學校の内外にあゝは
らば姿勢しきと正ただし行列ぎやくとそゝの政せいある外ほかとはあれ
又は發言はつげんすべからず

十二學校の内外にあゝはらば危險けいがんの遊戯ゆうぎとがし又は
喧けん嘩かとこほら樂戯らくぎとあは樹木じゆぼくを傷いたつゝあるとの行
あるべからず

十三人の惡口わるくちと言ひ或は幼少おさな者わざわざとしのび人の名譽めいよと
がいするがじをも言ひあるべからず

宇都島高等小學校

高等小學修身教範卷三

目次

聖德

第一章 孝

第一課	孝行	林鳳岡
第二課	孝行	長右衛門
第三課	崇祖	柴山鳳來
第四課	崇祖	幸助
第五課	愛族	市左衛門
第六課	愛族	長左衛門

第二章 友

第七課	和樂	仁德天皇
第八課	和樂	弘計王

第三章 和

小學四年考範

正り

第九課 和順

湯淺英

第十課 和順

龍氏尊德

第四章 信

第十一課 信實

藤原忠平

第十二課 信實

細井平洲

第十三課 親交

僧元政

第十四課 親交

野中兼山

第五章 慎儉

第十五課 品位

藤原忠平

第十六課 品位

伊藤仁齋

第十七課 禮儀

藤原清河

第十八課 廉恥

蠟燭星郎兵衛

第十九課 治產

河村六軒

第二十課 治產

河村端軒

第六章 傳愛

第二十三課 慈善

徳川秀忠の乳母

第二十四課 慈善

與賀友山

第七章 學業

第二十五課 立志

中江藤樹

第二十六課 立志

吉益東洞

第二十七課 創穀

大野了佐

第二十八課 創穀

熊澤蕃山

第八章 智能

第二十九課 推理

補正成

第三十課 推理

二宮尊徳

第九章 德器

第三十一課 持正 太宰春臺

第三十二課 克己 德川秀忠

第三十三課 共利 僧禪海

第三十四課 共利 二宮尊徳

第十一章 遵法

第三十五課 弘化 北條時賴

第三十六課 弘化 德川光圀

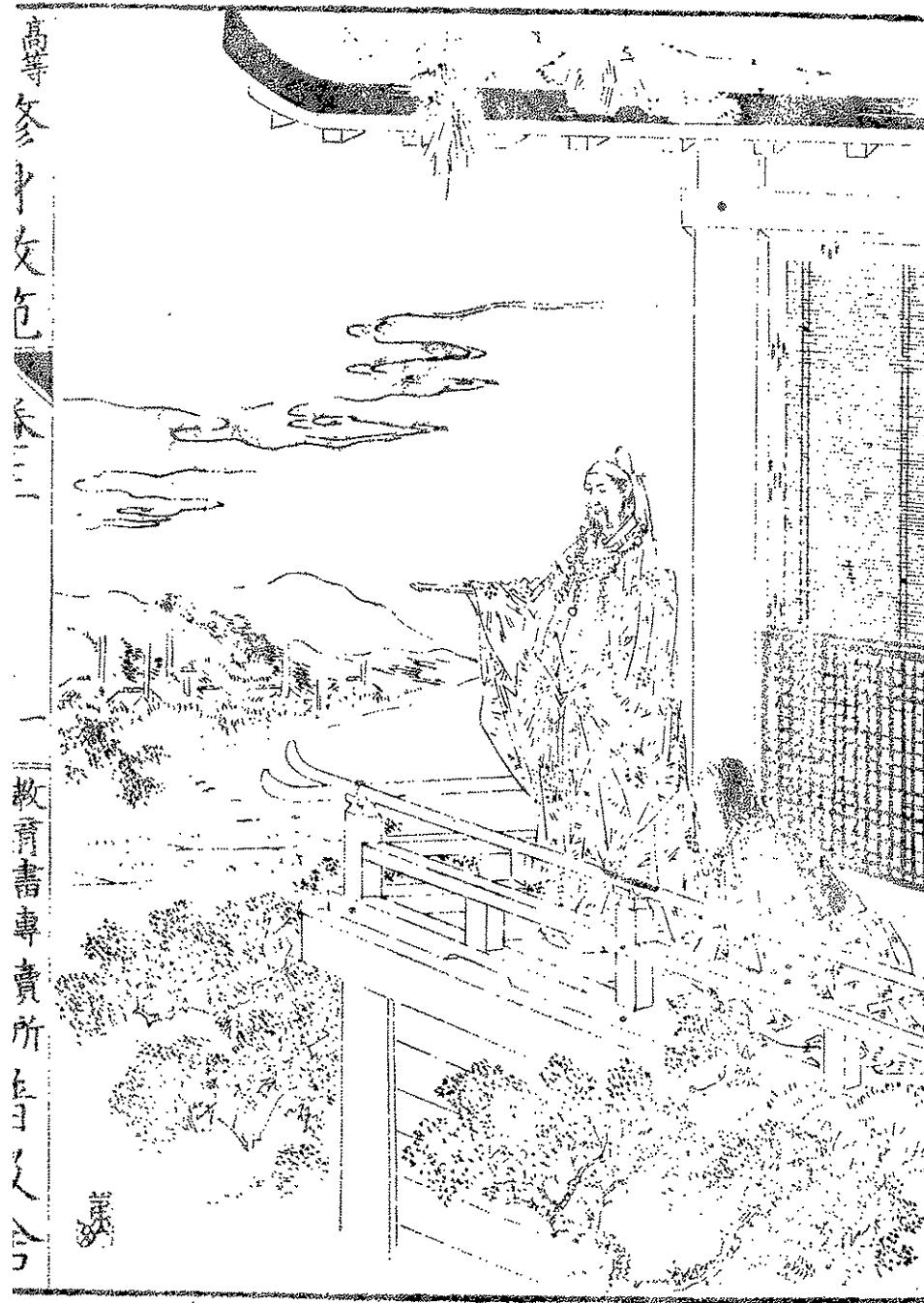
第十二章 忠

第三十七課 忠君 土民集

第三十八課 忠君 新田義貞

第三十九課 愛國 護良親王

第四十課 愛國 伊達政宗



第一章 孝

子たる者、父母に事ふるには、其の世に在すと、世に在きるとにかゝはらず、終始、同ト心をもつてせざはあるべからず、故に、世に在すときは、何事も、うの歡心を得んことをつとめ、世に在さるときは、うの志にたがはず、遺業をつぐべし。また、忌日には、うの祭を嚴にしあへておこたることなれ。其の他、伯叔父母の忌日は、いふにやれよぶいかに遠き祖先の忌日にも、また、みな、うの祭をおこたらざるべし。是孝の道なり。



第一課 孝行

林鳳岡

林鳳岡は、春齋の子なり。祖父羅山はトめて、學問をもつて、徳川幕府につかへりより。父春齋、其の後をつぎ、鳳岡。また、其の後をつぎ、從五位下大學頭に任せらる。學問ひろくして、名だかき儒者なり。はトめ、羅山、江戸忍。岡に、孔子のやうろをたてけるを、鳳岡にいたり。幕府の命をうけて、湯島にうつし、將軍、みづから、大成殿の三字を書きて、これをかげられたり。鳳岡、また、儒者の、髪をうり

て、常人に異なる風をすることを、なげかはしく思ひたりしが、命ありて、髪をたくはへしめられ、されより、儒者みな、髪をうらざることとなれり。明より歸化せし陳元贊といひ一人、かつて、かたりけるは、父子、名をひとしうするはむかしよりまれなるところなるに、林家の三代秀才をもつて相つげるは、いと譽あることなりといへり。父在せば、其の志を觀。父沒すれば、其の行を觀る。

第一課 孝行

長右衛門

備前の國津高郡大岩村の莊屋長右衛門といふもの、兄弟五人あり、末の第二人は、いまだ幼ければ、三人のもの心を一にして、親に事へたり、ことに、長右衛門は、市に出でんとするときは、まづ、父に、暇をこひ、しかくの事に由りて何處へ参るへけれど、ほどなく、歸るべしなど、つぶさに告げさて、二六の弟にむかひて、御身等の孝養まめやかなれば、いふまでもなけれど、留守の間は、こと

に、心を盡さるべし、と懇にいひ聞かせて、出でゆくことつねなり、父や、老いて、行歩も、不自由になりければ、物の味も、さこりかはりたまふらめきて、つねに、あたらしき魚を差ぬ、市よりの歸路には、かならず、珍しき品をもとめ来てすみやかに、父の前に出で、さぞ待ちわびたまひけんといひて、土産の品を料理して、羞めけるとなん。

親老のれば、出づるに方を易へず、復るに時を過たず。

第三課 崇祖

柴山鳳來

柴山鳳來、祖先に事ふることをつゝみ、位牌を櫃にをさめて、座敷に置き、月ごとの兩親の忌日には、前夜より、物忌して、櫃より取り出で、精進の供物をしてまつりたり、かつて、人に語りけるは、海のものをするも、山のものをうなぶるも、たゞ、我が敬をつくす意は一なれば、我は、世の人の見聞をわざろかさんことをわざれて、魚肉をすゝめずといへり、また、語りゆるは、我は、かつ、他からず。

にうづらんもはかられねば、位牌は、平生、櫃中にをさめたくなりといへり、盂蘭盆の二夜三日にはまた、大に、祖先をまつりたり、或る人問ふやう先生は、儒者なるに、今、佛道の禮にしたがひたまふは如何なることにかといへば、我等は儒者の禮を用ひて、四時に、祖先をまつることかとはねば、世間一般の習によるなりとこたへけり、
祖宗を遠くと雖祭祀誠ならずんばあるべからず。

第四課 崇祖

幸助

遠江の國相良に幸助といふ者あり、母にははやくはなれ、其の後は父の手にてうだてられしが、廿六歳になれる時、父も亦死せり。幸助、父の一廻忌にさきだち、今、父の石碑を立てんついて、もつて、母の墓を、父の墓に合せ、法名をも、一の石碑にほり入れまほしと思ひ、祖父母にこひて、ゆるしをうけ、母の墓にいたり、生きたる人にものいふが如く、此の度、父の石碑を立て候ふにより、母

様をも合せ葬り、御みたかたの法名をならへ拜し、年田をもいとなみたしときこえけるに、生ける者のよろこぶ如く、其の墓のゆるぎ出づるかと覺えければ、幼くしてわかれし母のいとどなつかしく、墓を抱きて涙泣きしづむや、ありて、法名をうつしとり、父の墓に母を改めて葬り、思の如く、石碑をたて、參詣たこたりなかりしこそ、祭ること在すが如く、神を祭ること、神在すが如く。

第五講 愛族

市左衛門

備後の國三上郡春田村に市左衛門といふ農民あり、己夫婦と子および婦などあはせて十三人、居をわなドウして住ひけるが、露ばかりも、あらうひなく、いと睦しく暮せり、父徳左衛門といふは、たなド村のうちに住みて、長百姓たり。此の市左衛門に、世をゆづりて後は、よろづ事左衛門にまかせれき。一村の事はもとより、家の内のこまやかななる事にいたるまで、父の思を所

を尋ねて、一も其の旨に従はずといふことなし。片田舎の事なれば、なべて、禮儀もことばもあらあらしきに、此の市左衛門夫婦をはドめて、家こぞりて、ことばをやはらげ、父を敬ひ、孝悌の心ふかく、父の従弟の子もまではりをれども、夫婦ともに、いたはること、我が子をいつくしむに異ならず、されど、の妻もよく、家風を守りし。

族人は皆、其の祖先を同ドウ、共に一家を爲すものなり。

第六課 愛族

長左衛門

伊豫の國小網浦といふところに、長左衛門といふものあり。母と、己夫婦と、子三人とあり。うのうち一人を、父の従弟にめあはせ、他に、弟夫婦其の子二人、次の弟夫婦其の子一人ともに十四人一家に住みて、いさゝか、爭なくくらゝが、家族多くなるまゝ、家せばくなりしかば、己夫婦と、子どもとをのぞき、其の他をば、別棟をつくりて住はせたり。されど、いづれも母によく事へ、四人の婦

も、亦、孝養をかゝず、家こそ斯く分ちをれ、生計は分つことなく、一切の事、ことごとく、母の命にまかせ、茶などのもときは、ともぐくにうちかたらひたり、漁を業として、世をわたる身なれば、四人もいひ合せて、二人づつは、かならず、母につきひて、よろづそーきことをからしめけるとなり。族人は、其の互に親愛すること、猶兄弟に等かるべし。

第二章 友

すでに兄弟といふときは、かならず、これに次序あり、すなはち、兄は上にくらむし、弟は、下にたち、其の間に、成人よりも、子を、此の次序による。己人の位もところなり、斯く、兄弟に次序あるはなほ、天地に、春夏秋冬の次第あるがごとし。弟は兄にこえがたく、兄は弟にたくれがたきこと、亦なほ、夏は春にこえがたく、秋は冬にたくれがたきがごとし、故に、兄を先にし、弟を後にし、其の大序を整さるを、兄弟の序といふなり。



第七課 和樂

仁德天皇

仁德天皇は、御名を、大鷦鷯尊とまうしまつる。應
神帝の第四の皇子なり。はじめ、崇禪の御弟稚郎
子皇子を太子にたてたまひ、尊を。これがたすけ
と一たまひけるに、帝崩御の後、皇子は、先は上に
くらゐし、弟は下にくらゐすることは、常の習な
れば、ねがはくば、天津日嗣をしろとめせ。吾は臣
となりて、たすけまつらんとのたまへば、尊。こた
て、先帝は、明徳の人をえらびて、太子にたてた

まひことなれば、今、先帝の命をすて、弟王の
ねがひにしたがはんことはかなひ侍らざとい
なふたまひぬ。此の如く、皇子は、尊に、尊は皇子に、
日嗣をゆづりたまひ、三年の久しきにたよびて、
さだまらざりけるが、太子は、御兄の志のますま
すかたきことを見たまひ、此の世にながらへて
は、吾が志はつらぬきがたしと思ほして自殺し
たまひしかば、尊つひに、御世にたちたまひき。

兄弟序あり。

第八課 和樂

弘計王

弘計王は、履中天皇の御孫なり。御兄億計王とともに播磨の國赤石郡にかくれて、細目の家の奴となりたまひける時、國司新嘗の供物をめさんとて、赤石郡にいたりて、細目酒をすこめてもてなせり。二王思ほすやうによひこう。皇胤たることを明さまほしけれとて、國司の立ちて舞ふべと命トまつるにあたり、互にあときをゆづりあひたまひ。が、億計王さきに立ちて舞ひ

たまひ。弘計王あとにて舞ひたまひ。其の歌の中に、皇胤たることを明したまひ。かばほどなく、清寧天皇の皇太子に立ちたまひ。かるに御代に立ちたまふことを、またもゆづりあひたまひ。が、皇胤たることを明したまひ。功もあればとて億計王は、べひて、御弟にゆづりたまひ。により、弘計王まづ立ちたまひ。これ、仁賢天皇なり。億計王、つぎて立ちたまひ。兄弟に宣へきは、讓より善きはなし。

第三章 和

夫婦は、相_レたしむによろし、相狎る、によろし
からず、取るにも足らぬ瑣事より、争を生じて、互
に言ひつのり、人のあざけり、世のうとりをかへ
りみず、甚_一きは、いふべからざる禍をひきたこ
す者、世にこれあり、是其の源、何に由るか、和順の
もとのころをうーなひ、したしみに過ぎて相
狎るゝより起るものとす、夫は婦を帥ゐるに、禮
を以てし、婦は夫に隨ふに禮を以てせば、一家永
く和して、争なからず。



第九課 和順

湯淺英

瀧氏

夫婦たがひに、其の分をまもり、和して、みだれること、湯淺英夫妻の如きはもつともねがはし、夫婦の別といふも、これに外ならず、英は備前侯の家臣にして、妻瀧氏も同侯の家臣の女なり、瀧氏は名をよりといふ、夫に事ふること、臣の君に事ふるが如くし、英も亦、これを待すること、主の賓を待するが如くせり、英、自附となるに及び、江戸にゆくこと數回なりけるが、戊、一切の家事をみづからし、つねに、家を守り、よく、家法を立て、公の事につきて、夫に事をたのまんとて、さま／＼にいひ入るゝものありとも、一も、ゆるさず、其の上、其の非なる由を、面のあたり云ひ聞えければ、彼是とろ／＼るものもあり、かど氏、心にかけず、英、官に在ること十八年、心を專にして、職に従ふことを得しは、多くは瀧氏の助によるといふ。

夫婦別あり。

戸にゆくこと數回なりけるが、戊、一切の家事をみづからし、つねに、家を守り、よく、家法を立て、公の事につきて、夫に事をたのまんとて、さま／＼にいひ入るゝものありとも、一も、ゆるさず、其の上、其の非なる由を、面のあたり云ひ聞えければ、彼是とろ／＼るものもあり、かど氏、心にかけず、英、官に在ること十八年、心を專にして、職に従ふことを得しは、多くは瀧氏の助によるといふ。

二宮尊徳

某氏

二宮尊徳、某の侯より、下野の國の廢村をたこす
べきことを命ぜられ一時、妻にむかひて、此の度
のこととは、三年以前より、辭したれども、ゆるされ
ず、やむことを得ずして、其の命を受けたり、其の
業尋常のことにしては、成就すまうと思へば、一家
を廢し、身をなげうちて、從事せんとす、吾と共に
辛苦して、生命に從はんと思はゞ、下野にたまむ

くべし、否らず念は、まみやかに去るべしといふ
を、妻聞きて、こは、良人の言とも思はれず、女子が、
一たび嫁して、二たびかへる道もある、妾が、家を
出づるにあたり、心すゞに決せり、今、主人の命を
受けて、大業を成さんとせらること、我等にと
りて大幸なり、身をして、辛苦を甘んずること
は、妾も同ト心なりとて、田畠器財をうり拂ひて、
ともに、其の地にたもむきしとぞ。

夫和じて義妻柔にして正。

第四章 信

朋友は信をもつて交らずはあるべからざる者なれば、初より宜しく、其の良否をえらびて交るべし。さてこれをえらばんには、其の己の意に投げずるか、投ぜざるかをえらぶにあらずして、其の心の如何をえらぶにあり、心いやしくも善ならば、其の他を問はずしてひととしく交り、これによりて、友省の方便ともし、改過の規模どもし、善を取り、懲を捨て、己の徳を養はんことを心がくべし。是朋友の交の、我に益ある所以なり。



第十一課 信實

藤原忠平

藤原忠平は時平の弟にして、菅原道眞と交ふかかりけり。道眞は當時文學の大家にして、官右大臣にすゝ五左大臣時平とともに、醍醐天皇につかへまつりて、政をとれり。しかるに、時平は己の才學の道眞にたとれるより、道眞をうねみて、天皇に讒言をきこえあげければ、道眞はこれがために、太宰權帥にたとされて、筑前の國にうつされたり。兄の時平は斯く道眞を惡みトからずも、弟といふべし。

忠平は昔のよろみをわすれず、道眞のうつされし後も、時々使をやり、物をれくなり、れとづれ絶ゆることをかりければ、世の人其の心のまめやかなることをほめけること、れより、人の世は、きのふ榮えて、けふれどろふるもの、多くある習なれば、これによりて、交をかふることなかれ、忠平の如き、終始、交を一にせしは、交誼まことについふべし。

始に厚く、終に薄きは、人に交る道に非す。

第十二課 信實

細井平洲

細井平洲は、其の友と、一たしのみあつく、小川天門といふもの、妻子とともにひ來たり。其が家に居らしめけるが、後居をうつし、時もともに来て寓居せり。其の後いくほどもなくて、飛鳥圭洲といふものも、妻子をたづさへ来て、ともに居りければ、三家一世帶となりて、むつましくやらせり。平洲の父も年老いて、平洲のもとにや一をはれけるが、天門、圭洲、これにつかふること、實父

のごとく、平洲に交ること、兄弟のこと、其の婦三人もまた、姉妹の如く相したる。其の子供をも、彼此の、一だてなく、いつくしむ。一家よくをきまり、近隣のもの、平洲等を見て、友人の同居なることを知らず、父にむかひて、其の子婦の孝悌きらりやみりり、平洲の、友に交ること、兄弟に交るがごとくせしは、是にて、其の大変を見るべし。其の友を親愛すること、猶其の兄弟の如くす。

第十三課 観交

僧元政

僧元政人となりとくして、博學強記のきこえ
高く、かねて詩文をよくし、またよく歌を詠めり、
わからして、深草瑞光寺に居をしめ、たゞろかに、
僧の行をまもり、道をとるものあるときは、懇に
教へて、うまず、源元政とは、まづはりもつとも観
しくて、つねに詩文を贈答して、たのしみと一
けり、また熊澤蕃山とも相親めり、蕃山はもとよ
り、僧徒を好みされど、元政の人となりをした。

時々、たゞね来て、談話に、時をうつてけるが、佛道
のこと、語のたよぶども、きからはずして、今
の僧徒をみると、其の行歎ずべきこと多しも、釋
迦に見させなば何といふならん、又、孔子に、今
の儒者を見せしめなば、また、何といふならんとい
へり、時ありては、源氏物語を講じ、或は、法華經を
問ひ、或は、伶人をまねき、雅樂を奏して、心を慰め
いともつましくまじはりけるとなん。
我を是として當る者は、吾か友なり。

野中兼山

野中兼山は、土佐侯の家老にして、同職の小倉三省と、一たのみあつかり一人なり。わかき時より、學問をこのみ年長じて、其の學びし所を、一國にほ、どこ一、藥草をうゑ、蜜蜂をかい、寺院を學校とし、あれちを聞きて、田畠とし、魚の生ぜぬ海に法を設けて、魚を生ぜしめ、津呂港の浪はやくして、船の覆ること多かりしをうれひ、岩を切り開きて、永く、其のうれひをからしめ、また、土佐の海には、其の頃まで、蛤なかりーが、一とせ、江戸よりかかるとき、これを、船一艘につみ来て、海に入れければ、是より、蛤を産すること、なれり、人となり嚴にして、己の成さんと思ふことは、口とげずしてはれかぬたちをれば、其の功は、此の如く多かりーかも、人のうらみをうくること、少からず、三省、これをおれひ、時々諫めしかば、兼山、實にもと思ひて、これをいれしとぞ。

我を非として當る者は、吾が師なり。

第五章 慎儉

己を持せんには、たゞに、言行を慎み、謙讓を先にするなどの行のみを以て、足れりとすべからず、農工商賈いづれの家にうまるとも、幼き時より、産を治むる道を學び、年長ドては、よく、家業を勤め、節儉を行ひ、ろこぼくの餘財をたくはへんことを心がくべし。かるときは、己のため、人のため、莫大の益となること、言をまたざーて明なり、見よかの公益も博愛も、己が身に、衣食そくしては思ふのみにて、施すことあたはざるを。



第十五課 品位

藤原忠平

藤原忠平は宇多天皇より村上天皇にいたるまで、四朝にへかへまつり、太政大臣にまでのぼり一人なり、行正（こうじやう）にて絶えて、うきたるかぎりを好まず、束帶して朝廷に立つときは、朝より夕にいたるまで毫もたこたれら容あることをし、延長のころ、清涼殿に雷の震せとことあり、方のこき、諸の臣下は驚きあはてし。忠平のみは、顏色のねのとく、端然として坐す。居たり、醍醐

天皇、かつて宮中に相者をめさせたまひて、多くの人々を相せしめたまひけるとき、相者、つらつら、坐中をみて、はるかの下に坐せる忠平をき、いづこも吉相にかなへり、久しく、朝家につかまつりて、榮え貴からんものは、たゞこの人のふにこうといへり、宇多法皇もとより、忠平の風度を愛したまひけるが、相者の言をきこしめし。ます／＼、これを重んじたまひけり。

起座立勢めて、端莊なるを要す。

第十六講 品位

伊藤仁齋

たより人之心は、言にあらはれ、また行にあらはるゝことを、左は影の、形にてたがふがこと、故に外、恭一からんことを欲せば、内、禮なくんばあるべからず。伊藤仁齋は、かほかたちけだかく、たちゐふるまひ優にして、絶えて、いやしきさよなく、高貴の人を見うけられしは、心の禮敬、外に溢れたるによるものなり。或る時、京都所司代他、ゆかんとするふちにて、仁齋にあい、か思量の人

なりと思ひければ馬より下りてゆき過ぎり矣。また近衛關白は、仁齋を評して、大納言以上の人品なりといはれき。また後徳大寺藤公、學を好みたまひ、諸の儒者をあつめて、經書の討議をさせたまひけるとき、他の儒者は、議論にのぞめば、色をかへ、聲をあげ、うして、互にうとりあふほどなり。が、仁齋のみは、かほかたち常の如く、二とばづかひ、少一も、かはらざりて云々。

色は温を思ひ、貌は恭を思ふ。

第十七課 禮儀

藤原清河

禮儀は、交際の道とすべき所のものにて、これあるときは、人にうやまはれ、これなきときは、人になまどらる、うやまはるゝは身の榮にして、あなどらるゝは身の辱なれば、人たるもの、禮儀なくんばあるべからず、藤原清河のごときは、身の榮にかねて、國の榮を得たるものなり、孝謙天皇の御世に、清河遣唐使となり、唐にれもむかしめらるゝにあたり、正四位下に叙せられ、京を出で立

ちて、難波にいたり、トヨキ、天皇酒肴をもてぬぎらはしめたまひ、御製の歌をたまふ、清河彼の國にいたり、長安の都にいりて、時のみかど玄宗にまみえけるに、玄宗のいへるやう、朕日本に賢君ありと聞きつるが、今其の使をみると、禮讓あり日本は實に、禮讓君子國といふべきなりといいたく嘆賞す、書簡をめし、其のかたちと副使のかたちとをもがかせて、藏の中にをさわさせき、禮義を以て、交際の道と爲す。

第十八課 廉恥

蠟燭屋四郎兵衛

蠟燭屋四郎兵衛は享保のころ、江戸室町の邊に住み一商人なり、或る日金子百兩拾ひけるが、其のころは、上にとゞけ出づるれきてもなかりければ、とかくして、れとー主を尋ね出してわたくしに、其の人、なゝめならずよろこび、禮のしるくなりとて、十兩の金を、四郎兵衛にれくれり、四郎兵衛これを辭して、此の金、受くるほどならば百兩を、其のまゝにはかへさじ、拾ひ一時よりれ

とし、人のなりきを恐ひやうたればさうかへしまるらすれ、一錢たりとも受けんことは、本意にあらずといひてかへりければ、さてはせんかたなしと立ちかへりてが、翌日、四郎兵衛の許に来て、厚く、禮をのべ、金壺兩を、紙につゝみ、店さきになげすて、立ち去りぬ、四郎兵衛は其の金をかへさんとするにも、いづくの人とも知れざれば、錢いかへて、貧しき者に施し與へけり。

廉恥を以て己を律する法と爲す。

第九課 治產

河村瑞軒

河村瑞軒は初の名を十右衛門といふ、伊勢の國度會郡の人なり、わかつり一とき、江戸に在りけるが、貧しさいはんかたなきより、京大阪に至らばよき世あたりのすこもあらんかとて、足に任じじゆで立てり、されどもとより多からぬ路用されば、かしこそあることあたはず、止むことを得ずしし、大井川の邊より立ちかへりりるが、後には一錢の貯もなく、に至れり、をりふし、夏の頃

にて、畠の傍に切り棄てたる瓜茄子のありけるを拾ひては、食に充て、江戸もほゞらかき品川の宿にたどり着けり、其處にて、一の業を思ひつき、江戸にかかりて、わづかに、錢をえ、翌日よりは、又、別に、一の業を思ひつき、これをもつてやうやく、利をえ、明暦三年、江戸に、大火ありし時、材木を商ひて、大利をえ、後、幕府の旗木にねきんでられき、困難愈甚からば、愈多く、勞苦を爲すべし。

第二十課 治產

河村瑞軒

河村瑞軒、京、大阪に至らんとし、路用つきて、半途より立ちかへり。が、さらでも、棚の道をまき、今はもとどとすへき一文の錢もなく、如何にともする。あたはざりければ、塵漬の中に棄てたる古き雪踏を拾ひて、皮をとり川の中に土をあらひ、浴場の垣下より、細き竹をぬきとり、皮を三條にほりし、これに結び付り、端を、きを作りて、賣りある。其の日の夕暮までに、百文餘の

錢を得たり。翌日よりは往來の人の履き棄てたる草履草鞋などを多く拾ひあつめて、川の中にひたしれき、土をあらひれどして、左官職の用ふるすきにきどみ、其の道の家にもちゆきて賣りけるに、やはらかにして、芋すきにもまさりければ十右衛門づさて、世にもてはやされ、これがために、大なる利を得たり。

勤勉の人は、萬物を化して、黄金と爲すの術あり。

第二十一課 節儉

松平定信

家をたもたんとするには守るべきこと種々あれども、節儉を守ることもつとも肝要なれば何人も、これをもつて、家法とせざばあるべからず、松平定信、繩城の國白川ををきめーとき、領内作物のみのりあらくして、百姓うるにたよることはなはだしかりければ、年貢をゆるめて、百姓の力をたすけ、にもいたく、節儉をたこないたり、當時、諸侯には、侍女のもともがらあまたある體なり。

けるに、定信は、たゞ一人をのみとしめれきで、其の他の者には、みな暇をとらせけり。後、徳川幕府の老中となり、侍従に任せられ一頃は、年いまだわかかりしかども、天下れどりの風にながれんとせし。かばみづから先んじて、節儉を下ししめさんと、身には、つねに新しき衣服を着けず、其の室にも、衣の、席をひくことをゆるさず、朝夕の膳も、亦、一菜に超ゆることなかりとなん。

食以て、家法をするは、禮なり。

第二十二課 節儉

綾部道弘

綾部道弘は、豊後の國杵築の人なり。家貧しきがため、廿歳ばかりのころより、近きあたりの武家につかへ、餘力あるときは、書を読み醫をならひけるが、後家にかへりて、杵築侯につかへたり。子女弟子には、つねに四書、小學のたぐひをとへ、かりにも詠舞、碁将棋などをして、かづ節儉をともんと、華飾をよろこばず。或る時、人より、美トキ衣服を、其の子にれくなりたるを、道弘き

ることをゆるさずして、云ふやう、兩親は貧うて、生涯をれくりたまひ、吾も、永の年月辛苦に辛苦をかさねて、今は、さいはひに、禄を受けて、安穩に、汝等をやトなふことを得る身分となれりといへども、是とても、みな親の仰蔭なり。され、人情は、儉約するはかたりして、たごるはやすし。吾汝等を愛せざるにはあらざれど、たごりにならはしむることを厭ふなりといましめけり。

儉以て、子孫を訓ふるは智なり。

第六章 博愛

博愛は、すべて、仁恕の道よりれよほすべきものなるをもつて、人々、己よりも、身分賤しきもの、己よりも、身代貧しきものに、目を注ぎ、己、其の賤しき位置にあらばいかならん。己、其の貧しき身代ならばいかならん。己、斯く衣うすからばいかばかりか寒からん。己、斯く食とぼしからばいかばかりかびもつからんといかやうの事にも、己、其の境遇にある心をもつて、人の境遇をれもひやり施恩の法をたてんことを要す。



第二十三課 慈善

徳川秀忠の乳母

徳川秀忠の乳母大婆とへひーは、三河の人なり。毎月六尺仲間等に飯をふるまはんとて、みづから、杓子をとりて盛り與ふることをなぐさみとせり。或る時例のこととくふるまひ居たりに、本多正信たゞね来て、これを見めしつかひの者も多かるべきになど、かゝる贋トきわぎをしたまふまで聞へば、大婆客にて、此のほどより足下が奢の風ありと、人のいふを、虚説とのみ思ひーに。

今の一言にて、事實とは思ふを失。足下は昔、彌八郎と云ひ一時を忘れられたり。安が、故郷に在り一時は、五七人の客に、一飯をだもふるまふことあたはざりしに。今は、幾百人にふるまふことも、いと自由なり。昔をかへりみて、今を思へば、涕もこぼる。ばかりに悦ばなければ、本を忘れぬが爲めにするなりといへり。

富士とは、貧つき者を志るべからず。貧くしては、賤しき者を慢るべからず。

第二十四課 慈善

奥貫友山

奥貫友山は相模の人なり、人となり、慈善の心を
かくして、人をすくひこと多きがなかに、寛保
二年の水のてには、うゑたる人に粥を食はせ、米
をあたへ、其の年の十月より、翌年の四月にいた
るまで、すくふところの村數四十八ヶ村、人數十
萬六千人にむよへり、河越侯、此の事をほめて、時
服、大小をたまひ、飲食をまうけて、其の家老等と
ともに、ちうぢりけるに、友山は飯二椀と汁一椀

とを食ひ一のみにて、其のほかのものには、箸を
つけざりトかば、家老等、これを見て、種々にすゝ
めしから、今、百姓は、うゑこゝえて、今日をれくる
になやみをるもの、水ほきに、吾等ごときいや
き者が斯から美食をもちふるはれうれあり、こ
は、高貴の人のめーあがるべきものにてこうさ
ふらつといひて、食はざりトども。

己の温なるときは、人の寒ヤを思ひ、己の安
きときは、人の難を思ふ。

第七章 學業

學業を修習せんとするには、まづ、志を立つべし。
志すぐに立たば、然これをしてとげんことと要す。
さて、これをしてとげんとするは、あたかも、車をれ
して、山に登るが如し。力を用ひずば、れのづから
退くべし。而して、其の途中には、面白きものあり。
困難なる處あり、其の面白きもの、困難なる處に
あひこゝも、力を用ひて、他岐に入らず、一線に進み
行かざりしるべからず。然るときに、其の業、れの
づから成就するなり。



第二十五課 立志

中江藤樹

中江藤樹、十一歳の時、大學を讀みて、天子より、以て、度人に至るまで、臺に是皆、身を修むるを以て、本とすといふに至り、たちまちさとりて、いひけるは、さいはひに、此の書の、今の世にのこれるからは、聖人の域なりとて、學ばざなぞか至らざるべきとて、されより、學問し、精を勵ませり、年わかうして、いまだ、伊豫の大洲にありて、ころ京都より來たる僧の、論語の講義をするよ／＼をきゝ、日

日にゆきて、これをきけり、其の僧は、わづか一月あまりにして立ち去りけれども、四書大全を手にいれ、勉勵して讀み居たり、かるを、武をのみきうふ風なれば、友だちの中には、彼是とろ／＼るものもあり／＼かば、晝のあひだはふかくをきめて、人に知らせず、夜にいれば、ひろかにいだして、これを讀めり、されば學問いちどろく進み、ついに、近江聖人と稱せらるゝに至れり。

志を立つることは、大に／＼と高くすべ。

第二十六課 立志

吉益東洞

吉益東洞は、安藝の人なり。かつて良醫とならんことをこゝろさして、醫術に心をひろめ、黽勉して、たこたらず、業成りて後思ひけるは、田舎に在りては、疾をすくひ、業をさづけんに、便ねろ」とて、京都に移り住み、が、其の業、いまだ行はれず、門人もなかりし上、盜賊にあひて、家財をかすめられ、家道ますく貧し、或る人、其の貧をあはれ、金をばくを與へしを、故なりて、金を受く

るは、本意にあらずとて辭なければ、御身を救ふは、ひろく、世人の生命を救はせんがためなりといふ、東洞、其の言に感じて、これをいれ、やうやく、飢寒をさゝふることを得たり、いくばくもなうして、一人の病者を診し、薬を與へけるに、其の頃の良醫、大に、其の主方をほめ、病者も、日ならずていえぬ、これより、東洞の名世にあらはれけり。志雄ならざれば、則以て、功を立つることな).

第二十七課 剛毅

大野了佐

大野了佐と云ひしは、士人某の子なり、嫡子なれども、武家をつぐまき才なかりければ、ゞ、これに、醫術ををして、生産の道を得させんと、中江藤樹にこひて、醫書を讀ふならばせたり、藤樹これに、大成論の句讀をさうけしるに、わづか二三句を、百遍讀めども、通ぜず、二百遍に及びて、はづめて通ずれども、一はらく過ぐれば、忘るゝをもつて、さらに、百遍の勞をとり、すぐて、三百遍にて、記

憶せしむることを得たり、了佐は此の如き愚なるたちなれども、書を讀むにたえて、いとふさまなかりしからば、其の業をもへ、醫をもつて、一家をなすに至りけり、藤樹がつて、人に語りけるは、彼は愚なれど、つともることは、人にこえたり、ゆゑに、よく、業をもへて、一人だちの醫師となることを得たりといへり、愚なるものも、つともるときは、此の如し、いはんや常人においてをや。

人の學びて進まざるは、只是勇なきなり。

第二十八課 剛毅

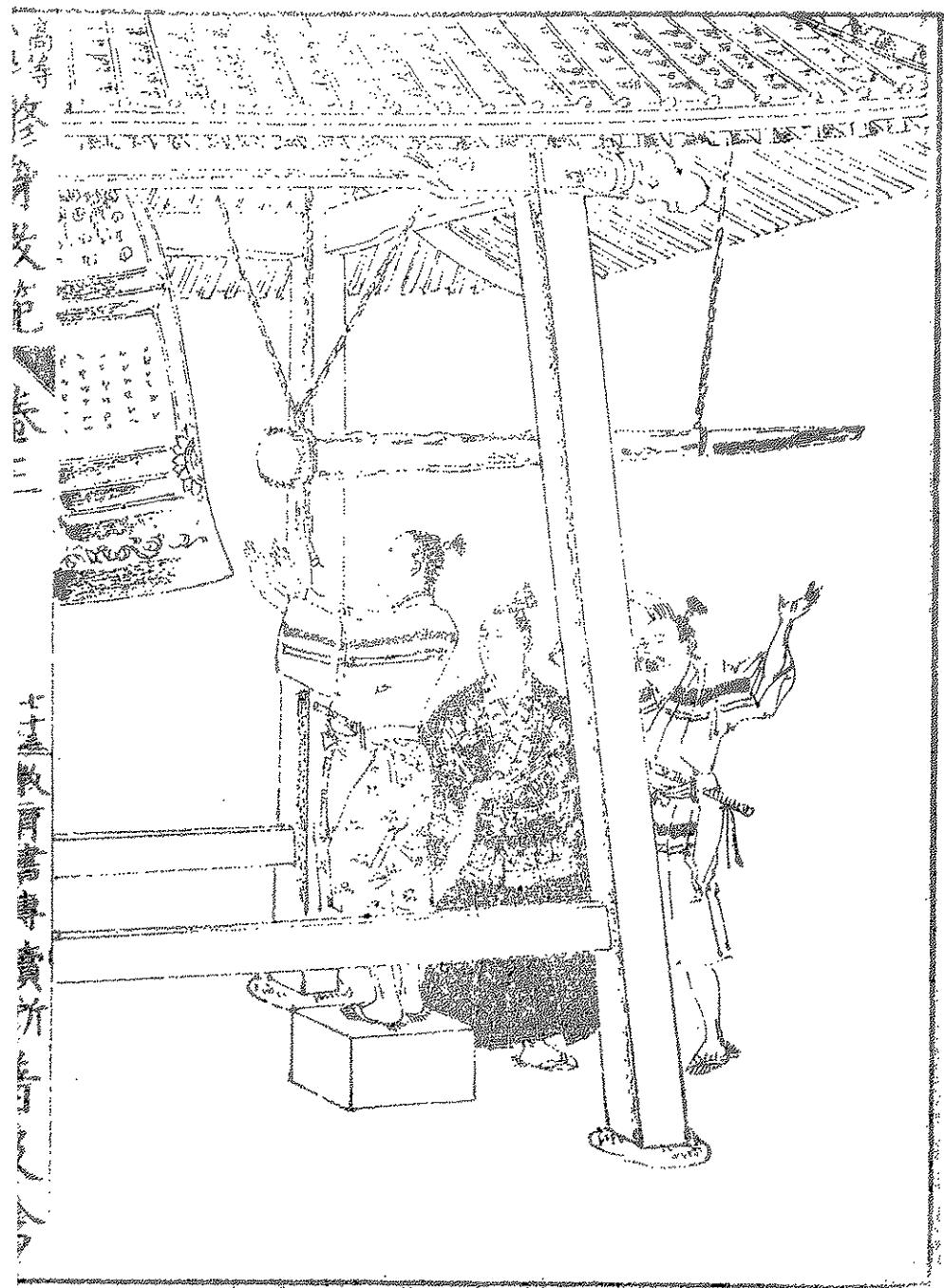
熊澤蕃山

熊澤蕃山は京都の人なり、十六歳の時より備前侯につかって、大に用ひられ、が、文武の道を知らずして、禄を食まんことは、丈夫のせざるところなりとて、備前を去りて、近江の桐原にかくれ、はためは父につきて、武を學び、また四書を読み、が、後、中江藤樹につきて、學を修めたり、をりふし、父江戸にゆかんとて、母及び弟妹を托せ、かば、蕃山已とともに、八人の口過ぐさんやうなく、

朝夕粥をもつて、わづかに飢をトのぐのみなれば、まして、茶、酒、魚類などはあるべくもあらず、されども、されには、更にかゝることなく、ますますつとめじ、たことらず、此の如きこと、れよろ三季ばかりに及ぶ、見聞する人これを不便に思ひ、仕官せんことをすゝめ、かどがへんぜずして、かたく、其の節をまもり、つひに、一家を成せり。
彼も丈夫なり、吾も丈夫なり、吾何ぞ、彼を畏れんや。

第八章 智能

自己の行為と他人の行為とにかくはらず、これを見て、此の如きことは何故に善きか、此の如きことは、何故に惡しきか、彼のことを行ひて、父母にいましめられーは何故なるか、我、此事を行ひて、教師にほめられーは何故なるかなどと、一々、其の善惡の理をたーきはめ、また、此の理より、彼の理をたーし、善にならひ、惡をさくることは、智慧をみがく方法なれば、人たるもののは、幼き時より、善惡の理をれすことをまなどうし。



第二十九課 推理

楠正成

楠正成ある時東大寺にいたりけるに鐘樓の下に人多くあつまり居て此の鐘は三十人ばかりの力ならではうごくまとと云へば傍なる一人吾は一人にて一日の中に動かし侍らんといふを立ふ居る者あざわらひければ其の者がさねて云ふやういふかしく思ひたまはゞ明日にも此の鐘をうごかすべと後は互に言葉もあらくなりぬ正成は久しく居るによくなしと思ひ

て一人にてうごかさんと云ふところ吾大方覺りたりいふトき思慮かなとほめてかへりトを供人いふかりければ明日うごかしみすべとて翌日其の一人に鐘に掌をつけていつも同ト様にいと云ひては押しいと云ひては押しかならず其の程を違ふるなど云ひつけて押させけるに暫時にしてゆるぎ出で後にまことにうごき一かば供人擔を消して感嘆けり三人行へば必ず我が師あり

第三十課 推理

二宮尊徳

事をなすによく、成否の理を推して、かる後、手を下すときは、功を立つることも、亦多く、二宮尊徳の如きは、是なり。下野の國に、小田原侯の分家の領地ありけるに、土地あれて、穀物みのらず、人氣あらくして、争たえざりければ、侯ふかく、これをうれひ、屢々、家臣に命じて、手をつくさせけれども、うの者、或は、惡しき人のためにたとへられられ、或は、人にたはれ、或は、他國へにけざりなどと

て、其の功を立てしものなし。侯更に、尊徳に命じければ、尊徳は、前人の「うこない」所を、ことごとく見きはめ、あまたの財を下すは、人に、慾心をわきさせ、かへりて、人情をやぶるもとゐなりと考へ、みづからさきんとて、儉勤をしめし、風俗をあらため、人々をたのうんで、開墾をするやうにし、善人を賞し、悪人を感化せしめし。かば、田地あまた開け、家數も多くなれりといふ。

前車の覆るは後車の識。

第九章 德器

徳性を養ふ法は種々ありといへども、まづは私慾を制することに、よく意を注ぐべし。私慾とは何ぢや、滋味あればこれを食はんことを思ひ、美服あれば、これをまとはんことを思ひ、其の他財寶をむさぼり、遊惰にながるゝ等のことときすなり。人にして、此の慾を制せざれば、徳の明を覆ひて、裏らしむることなほ。黒雲の日月の明を覆ふがごとく。されば、つとめて、これをうて、これらしめざらんことを要す。これを克己といふ。



第三十一課 持正

太宰春臺

太宰春臺、わからして、荻生徂徠に従ひ一時より、行正トうして、みづから、子路の行をよくすと見るは、むろん人ににくまるとも、惡言を耳に入らするに忍びずとて、直言して、避くることをや後、一家を成すに及び、行ますく正しかりしかば門人等、互に謙まさるはなかりき。春臺諸侯に見ゆることはなはだ多かりしが、己を柱げて、進

もことを求めず、やへくも、禮に違ふことは、富貴の人に対するといへども、これを責めたり、或る時、教授のために、巖村侯の世子に見えけるが、れくりむかへの禮なければとて、これを責め、又、古河侯より、食物をたくられしが、古くして、味かはり居たりしをもて、書を呈へて、其の故を問ひ、そろ嚴正に過ぐることなきにあらざれども、禮に違ふことをいひとはよみすゞきなり。

非禮視ること勿れ、非禮聽くこと勿れ。

第三十二課 克己

徳川秀忠

徳川秀忠は、徳川二代の將軍なり。行正しき人にて、言行ともに、みだりなることを厭ひたり。或る時、病にかかりて、數十日の間打ち卧したりけるが、一朝も、髪をくだけづることを廢せず。よりて、人に語りけるは、天下の政は、もつとも重ければ、病中といへども、いかで、髪をみだし、面に垢つけて聽くべけんと云ひき。また其の時刻をよく守り、一も、行の正しきを見るに足る。たゞ、ば、鷹野

に出でんとするに、辰の刻と、あらかじめ令したくこときは、かららず、辰の刻に出で、少一も、これを違ふことなく、たゞ、食事の半にても、其のまま箸を置きて立ち出づるを常とす。これにより、或る時は、近臣とも相議して、食事のをはらざる間は、時計のならぬやうにして、井伊直孝に、其の運をいましめられし等のことあり。秀忠のこゝきは、よく、言動をつゝーるものと云ふべし。

非禮言ふこと勿れ、非禮動くこと勿れ

第十章 公益

公益をほどこすことは、極めて難きものゝ如く思ふものあれども、よく考ふるときは、決して、いかく難きものにあらず、さればとて、ほどこし易いといふものにもあらず、唯人々の心のたま所ひとつによりて、或はほどこし易く、或はほどこし難し、故に、何人も、己の位置と、身代とを考へて、其の身に相應せる公益をほどこし、トにしては、一村一郷の爲め、大にしては、一郡一國の爲めにナベ、勅語の聖旨、亦、こゝにあり、



第三十三課 共利

僧禪海

享保のころ、田國の僧に、禪海といふものあり、諸國を回りて、豊前の國にいたりけるをき、巖をうがちて、往來を自在にせしことあり、こゝに、其の巖末をしるさん、に、豊前の中津川にうひて、同ト之國の南郷に通ずる道あり、巖ろばたち、浪あらぐ、春雨梅雨などの多く降るころは、人馬の往來きはめてかたく、水に崩るゝもの多かりければ、土地の人、これを、腐路とよびたりけり、禪海、誓う

て、此の巖をきりひらき、後來、溺死の難をすくはんとこゝろざし、三十餘年の年月を経て、隧道をうがつこと三個處、ながさ、すべて百間、たてよこニ丈ばかり、其の内のかすかにして、日のひかり通せざるところには、窓をひらきて、あかりをひきければ、人馬うちならびて通行することをうべき、たひらかなる道となれり。

人は、其の身位の尊卑を問はず、己の國を裨益することを怠るべからず。

第三十四課 共利

二宮尊徳

二宮尊徳、十二歳のころより年ごとに村の人々とともに、酒匂川の堤をさむる役にいじつたが、幼き身にて、力足らざればなきある人の助をあふきて、やうやく一戸の役をつとむることを得たり。尊徳家にかへり、児心にも、此の事をふかく慮りて、みづから安んぜず、如何にもして、其の勞にむくいんと夜ふけまで、いねナシて、草鞋をつくりれき、翌朝、夙にわき、其の場に舞ひきて、

御身の力を借りて、日々、吾が役をつとむることを得るは、實にかたつけなし。す志なれども、これを参らせんといひて、さへいだせば、人々、其の常ならぬ志を愛し、こゝろよくうけて、其の力を助け、り、尊徳が意はもと、人の勞にむくいんとするに在れども、これが爲めに、人を益せしこと少からず、宜なるかな、其の人に稱せられること。勉勵して、衆庶を裨益すべき勞動を爲す者は、衆庶も亦、之を敬へ、又、之を稱す。

第十章 遵法

國法の守らざばあるべからざることいはずして明なり、さて、之を守るに己一人のみするは一家と共にするの優れるにしかず、一家と共にするは衆とともにするの優れるにしかず、衆と共にし、一家と共にするには人々を勧めて、其の守らざばあるべからざることを教ふべし、いやしくも人々を勸めんと思はべ、勅語の聖旨を謹み守り、法令は細大となく遵守して、己を模範とせずばあるべからざるなり。



第三十五課 級化

北條時頼

北條時頼は、鎌倉將軍の執權なり、祖父泰時の卒せしより、法を犯すものやうやく多く、時頼、祖父の議定せし貞永式目のむねをよく守りて、政を施したり。しかば、人々にのづから靡き服し、天下よく治れり。時頼、其の職をしりぞき一後といへども、諸國の吏には、私をほきみて、民を害する者あらんかども、行脚僧となり、諸國をめぐりて、風俗を察し、無實の事にて、うちふをいたくものあ

るときは、つまびらかに事情を問ひて、きとすやう、吾がつて、鎌倉につかへることあり、其の許のために、うつたへまゐらせんとして、書をつくりて、これにあたへて、これをもつて、鎌倉にうつたへよといふ。されば、人々は、無實の事ありても、たやすく、いひ述ぶることを得、國々のつかさ人は、みづから、我が身を省みて、あしきざばきをせず、百姓、大に安堵の恩をなしたりとす。

國法を明にして、以て刑なきに至る。

第三十六課 弘化

徳川光圀

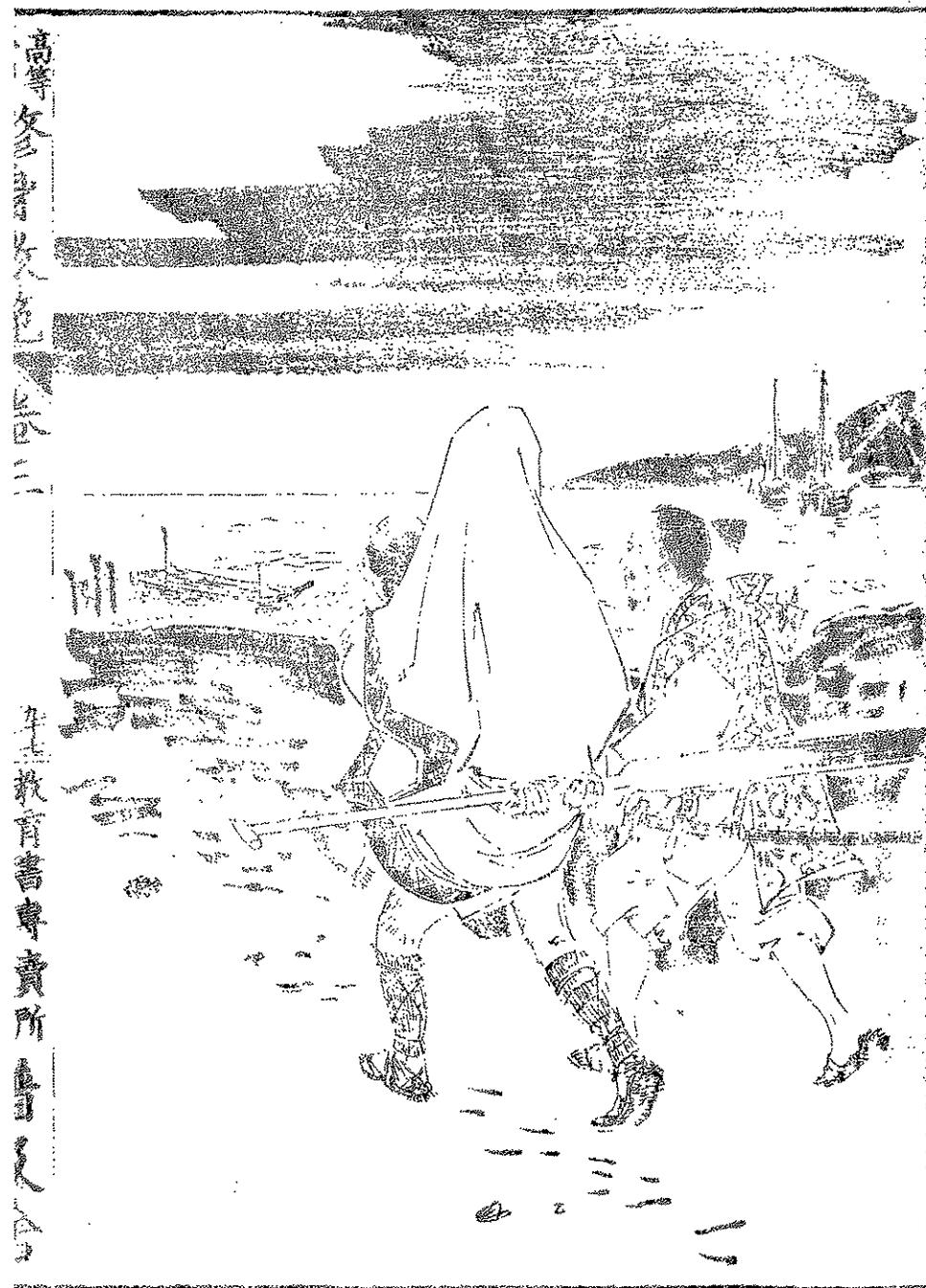
水戸侯徳川光圀、常に朝廷を尊び、幕府を重んじ、年ごとの正月元日には西の方にもかひて、朝廷ををがみ、また風ふき、雷なり、地ふるひ、水いづなどのことあるときは、日光山東御山などに使をつかはして、其のつゝがなきか否ざるかをうからはせたり、またいくたびも、封内をめぐりて、學問をすゝめ、孝子節婦などをまぐりて、これにはうびをあたへ、あるひは神社佛寺のいはれを

たゞし、あるひは百姓に耕作をはげましけり、また封内に源頼義ならびに義家の祠堂をたて、攝津の湊川に、楠正成の碑をたて、にもてには、みづから、嗚呼忠臣楠子之墓の八字をしるし、うちには朱舜水の贊をかゝげて、碑文にかへ田を買ひもとめ、これにつけて、ながく、香火の料とせり、此等の舉は、其の意けだし、尊王の意を知らせ、全らうてもつて、忠義の人たらしむるにあり

君の徳を宣べて以て、其の化を弘大にする。

第十二章 忠

忠君愛國の意は、平生にわいては、よくあらはれず、事あるにあたりて、あらはるゝを見て、此の心は、事あるとき、あらざれば、たこらぬものゝごとく考ふるは、大なるあやまりなり。平生、天皇の大御心を、心とし、國法を謹みまもり、家業をよく勤め、國家の治安をねがふ者は、太平の御世の忠臣ともいふべし。何となれば、かくのことき者は、一旦、事あるにあたりては、身命を抛ちて、王室國家のために盡すことを明なればなり。



第三十七課 忠君

土民某

後醍醐天皇、隱岐の國をのがれいでたまひしとき、源忠顯一人を召し具したまひ、御足にまかせてはとりたまひ、或る家の門をたゝき、千波港への路を問はせたまひけるに、一人の男出できて、主上の御ありさまを見て、いたはとく思ひ、己が首に負ひまゐらせて、港にいたり、商く船の伯耆の國へ漕ぎもどるをかたらひて、これに乗せまあらじ、暇にしてうかへりける、船頭は車の丸もあり、ひきちがへて、御船は名和港に着きにけり。

むきを聞き、うれしげなる氣色にて、纜を解きけるに、敵の船のたひかけくるを見て、船底にやどりまあらせて、其の上に乾魚の俵を取り積み、水手、梶取また、其の上に立ちならんて、橋をねさせり、敵船に乗りうつりて、彼處、此處さがせとも、見えざれば、此の船にはめされざりけりとすぎゆきぬ、ひきちがへて、御船は名和港に着きにけり。
普天の下、王土に非ざるは莫く、率土の濱、
王臣に非ざるは莫。

第三十八課 忠君

新田義貞

新田義貞は、八幡太郎義家十七代の孫なり。はじめは、賊將北條高時にしたがひたりと、うのたこをひみて、滅亡のとほきにあらざらんことをさつし、義兵をあげばやと思ひたち、大塔宮の令旨をまうとうけ、虛病をかまへてひきこもる。高時からころへとは、ゆめにもうらぎ、十萬餘騎を、京都にのぼせんがため、新田の莊世良田へは、二人の吏をつかはして、萬貫を、五日があひだに

いだすべしとせめはたりければ、義貞はくきものごもころの一人をさらへくひをきりて、世良用の軍にかかりたり。高時これをきて、烈火のごとくいかり、戰上野の勢にたほせて、義貞をうつべしとげぢす。義貞は弟義助のはかりごとにより、生品明神のまへにて、はたをあげ、令旨をひらき、三たび拜して、笠懸野にうちいで、いくほどもなく、鎌倉をやえうかして、高時を誅一けり。

王臣寢ぐ、躬の故に匪す。

第三十九課 愛國

護良親王

國を愛する者は太平の御世にあたりても、亂世を忘るべからず、いはんや亂世にたいてをや、護良親王は後醍醐天皇の第三の皇子なり、はづめ、延暦寺の座主となりて、大塔に居たまひしにより、時の入、大塔宮とぞまうけれる。此のころ、鎌倉の執權北條時賴をないがしらに、北条時宗とぞ名を多かりければ、天皇とぞいはして大きき心とぞあり。親王其のはかりごとにくみし。

ひたすら、武事をならひたまひ、少からぬ辛苦をしのぎて、つひに、高時をほろぼしたまひぬ。天皇、詔して天下の亂すてに平きぬる上は、舊の法體にかかるべしと宣ひしとかど、賊ども全く平きしにあらざれば、しばし、此のまゝにてありなんとて、無体をゆるめたまはざりけるが、果して、足利尊氏謀反して、天下ふたゝび亂れけり。
士は當天下の憂に先ちて憂ひ、天下の樂に後れて樂むべし。

第四十課 愛國

伊達政宗

徳川秀忠、將軍の職にのぼりて後、遊獵にふけり。老中、諫むれども聽かず、伊達政宗、秀忠にまみえて、いふやう、此の天下は、誰が治めたまゝ天下にて候ふかと問ふに、秀忠、心地かぬさまなりけるが、やゝありて、亡父のはトめたる天下なりといふ、政宗聞きて、さてもあきましき御心かなくのことごとに、ては、天下の亂れんことを計りがたし、ともかく此の天下は、家康公のはトめ給へる。

天下にあらず、代々の天皇の、天照大神より承け繼がせたまひ、今上天皇陛下の正しく治めますます天下なり、然るを、公、死去せられて間もなくに、斯かる御心にて居らるゝはいとあきまし、老中の申すことを、聞き入れたまはぬはさもあるべきことなりといひ、か憚るところなく云ひければ、秀忠、これより、遊獵をやめしとぞ。

天下の難事は、必易に作り、天下の大事は必細に作る。

小學修身教範卷三終

明治二十六年十一月廿二日 印刷

發行

定價金拾三錢

明治二十七年十一月廿七日 印刷

發行

正清版印刷

定價金拾三錢

發行

編者

池水

厚

東京本郷區新川町一號北房百二號地

大蔵樹三百五十二番地

版權

編者

須永和三郎

太

池

東京本郷區新川町一號北房百二號地

大蔵樹三百五十二番地

太

發行兼

舍及

太

東京本郷區新川町一號北房百二號地

大蔵樹三百五十二番地

太

所有

明治文部省檢定

四年四月廿七日

濟

